

次期消費者委員会への移行に当たっての留意事項 (案)

令和7年8月 日
消費者委員会

第8次消費者委員会は、令和5年9月の発足以降、各種の消費者問題について精力的に調査審議を行ってきたが、この8月末に任期満了を迎える。この間、建議や提言、意見等を計9件、諮問に応じた答申を計14件発出し、これらを受けて、関係行政機関等において制度の見直しや運用の改善が図られるなど、確かな成果が得られたところである。

他方、継続的な取組やフォローアップ等が必要な課題、第8次委員会の任期中では十分に審議を尽くせなかった課題、第9次委員会の発足後に新たに対応が必要となることが見込まれる課題等も存在する。

このため、第8次委員会としては、この9月に発足する第9次委員会において、これらの課題への適切な対応のため、下記の点に留意して調査審議を行っていただくことを期待する。

1 消費者委員会の運営について

- 消費者委員会が独立して消費者行政全般について監視機能を十分に果たし、積極的に建議・意見等を発出することが重要である。そのために、消費者委員会における議論の透明性を一層向上させるとともに、消費者庁をはじめとする関係行政機関、国民生活センター等との連携を強化するよう努めることが重要である。
- 様々な団体等との意見交換会の開催を通じ、地方公共団体、地方・地域の関係団体、若年層から高齢者まで幅広い世代等から直接意見を聴取することにより、消費者問題の現場との結び付きの強化を継続的に図るとともに、そうした声を行政に届けていくことが重要である。
- 消費者委員会の活動やその成果等の認知度を向上させるため、広報の取組について、既存の広報手段を最大限に活用しつつ、発信内容や表現方法等について工夫を図ることが重要である。

2 下部組織の運営について

次に挙げる部会及び専門調査会について、第9次委員会の発足後、審議体制を整備することが必要である。また、新たに専門的な事項を調査審議する場合には、必要に応じ、既存の下部組織を再開もしくは新たな下部組織を設置して

いただきたい。

(１) 食品表示部会

食品表示法及び食品衛生法に基づく食品の表示基準の改正等に向けて消費者庁から諮問を受けた際への対応のため、調査審議の実施体制を継続することが必要である。

(２) 公共料金等専門調査会

各省庁が所管する公共料金等について、決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保等に向けた課題を検討するため、調査審議の実施体制を継続することが必要である。

(３) 支払手段の多様化と消費者問題に関する専門調査会

第８次委員会において、専門調査会を設置し、支払手段の多様化の現状と、それに伴い生じる消費者問題について中間整理を行った。この整理を踏まえ、消費者保護に資する対応策等について更なる検討を進めるため、調査審議の実施体制を継続することが必要である。

３ 当面の主要課題

次に挙げる課題について、既存の下部組織等の再開や新たな下部組織の設置を含めて、関係行政機関の取組を注視し、必要に応じ意見表明等を行う必要がある。

(１) デジタル化・ＡＩへの対応

- デジタル化が進展する中で、インターネット取引の普及や支払手段の多様化等により取引環境が複雑化・多様化し、消費者トラブルが生じやすくなることや、技術の悪用により、犯罪の手口が多様化・巧妙化することが懸念される。こうした状況を踏まえ、関係行政機関の取組を注視し調査審議していくことが必要である。とりわけ以下の点は、喫緊の課題として検討する必要がある。
 - 消費者被害の入口となるＷｅｂサイトやＳＮＳ上の不当な表示・広告への対応として、デジタルプラットフォーム事業者の取組を含む、実効性のある規律の整備と対策の実施が求められる。
 - 消費者被害を押しとどめる最後の砦ともなりうる各種支払手段について、キャッシュレス決済の進展を踏まえ、その安全性・透明性の確保や、消費者保護の強化に向けた取組が求められる。

- デジタル技術の進展により創出される新たな製品・サービス（生成AI、メタバース、自動運転車等）について、生じる消費者問題を想定し、あらかじめ対応を講ずることが重要であり、関係行政機関の取組を注視する必要がある。
- なお、デジタル化の進展に伴い生じる消費者問題への対応に当たっては、消費者のデジタルリテラシーの向上を図ることに加え、令和6年12月に取りまとめた「消費者をエンパワーするデジタル技術に関する専門調査会報告書」の内容も踏まえ、デジタル技術を活用し消費者をエンパワーしていく観点が重要である。関係行政機関の取組を注視する必要がある。

（２）地方消費者行政の充実・強化

- 地方消費者行政は、消費者の安心・安全を確保するとともに、消費者政策の基盤でもあり、その体制整備は最重要政策課題の一つである。特に、第5期消費者基本計画（令和7年3月閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月閣議決定）に盛り込まれた以下の点について、関係行政機関の取組を注視し調査審議していくことが必要である。
 - 人口減少が進む中、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる体制をユニバーサルサービスとして全国的に維持・拡充するため、広域連携等の活用、都道府県による市町村の援助や調整、デジタル技術の活用による消費生活相談体制の強化等、地域の実情に応じたより効率的な体制整備を促進すること。
 - 地方消費者行政強化交付金（推進事業）の活用期限が到来する中、行政サービスの水準が低下することのないよう適切な対策を講ずること。また、人口減少・高齢化の更なる加速、消費生活相談員等の担い手不足等今後の地方消費者行政を取り巻く大きな課題に対し、地域の実情に応じて適切に対応できるよう、支援の在り方について見直しを行うこと。

（３）消費者法制度の在り方

- 第8次委員会において、内閣総理大臣より、消費者法制度のパラダイムシフトについて諮問を受けた。これに対して、令和7年7月に取りまとめた「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会報告書」の内容を踏まえ、消費者ならば誰しもが多様な脆弱性を有するという認識を消費者法制度の基礎に置き、既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的なルール設定に向けて、種々の規律手法を目的に応じ有効かつ適切に組み合わせることで実効性の高い消費者法制度を整備すべく更なる具体的な検討を行うな

ど、必要な取組を進めることが適当である旨を答申したところである。この答申を踏まえた消費者庁における検討状況を注視していく必要がある。

(4) 食品表示の在り方等

- 消費者庁において、今後の食品表示が目指していく方向性について中長期的な羅針盤となるような大枠の議論が行われ、個別品目ごとの表示ルール、食品表示へのデジタルツールの活用等について検討が進められているところ、その検討状況を注視していく必要がある。
- 令和6年7月に発出した食品表示基準の一部改正に係る答申の附帯意見及び「サプリメント食品に係る消費者問題に関する意見」への対応状況について、必要に応じ取組をフォローアップする必要がある。

(5) 第5期消費者基本計画の検証・評価・監視

- 第5期消費者基本計画に基づき、消費者政策が着実に推進されるよう、その実効性が確保されているかを注視するとともに、関係行政機関が講ずべき施策の進捗状況について、委員会として不断に検証・評価・監視していく必要がある。
- 同計画においては、閣議決定から3年目を目処に中間点検を行うこととされている。施策の検証・評価に当たっては、P I O－N E Tデータに加え、政府統計、行政記録情報、民間ビッグデータ等様々なデータを活用し、消費者政策におけるE B P Mを推進することが求められる。そうした取組を注視していく必要がある。

(6) 建議、意見等のフォローアップ

- 令和6年12月に発出した「消費者をエンパワーするデジタル技術に関する消費者委員会意見」、令和7年8月に発出した「レスキューサービスに関する消費者問題についての消費者委員会意見」及び「クライミング施設における消費者安全に関する消費者委員会意見」等、第8次委員会が取りまとめた意見等を始め、これまで委員会が発出してきた建議、意見等への対応状況について、必要に応じ取組をフォローアップする必要がある。

4. その他の主な継続的課題

- 高齢者等終身サポート事業について、令和6年6月に取りまとめられた「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」の実効性確保及び活用状況の検証が求められることから、関係行政機関の取組を注視していく必要がある。

- 成年後見制度について、法務省において見直しに向けた検討がされているところ、実際に現場で生じている消費者被害の防止や被害回復に支障を来すことのないよう十分配慮すべきであり、その検討状況を注視していく必要がある。
- 金融経済教育等消費者教育の推進に当たって、関係行政機関の連携強化が求められることから、その取組を注視していく必要がある。
- 食品衛生基準行政が消費者庁へ移管されたことに伴い、消費者庁と厚生労働省との連携強化、役割分担の明確化が求められることから、その取組を注視していく必要がある。
- 特定商取引法について、これまでの国会附帯決議等を踏まえて不断の見直しを行う必要があることから、その取組状況を注視する必要がある。
- 相談件数が増加・高止まりしている、エステ・美容医療サービスにおける契約、不動産貸借、通信販売の定期購入等に関する消費者問題について、関係行政機関の取組を注視する必要がある。
- 公益通報者保護制度について、令和7年6月に成立した「公益通報者保護法の一部を改正する法律」の施行に向けた消費者庁の取組、及び国会附帯決議等でも指摘された残された課題の検討状況を注視する必要がある。
- エシカル消費や食品ロス削減について、普及啓発等による消費者の主体的取組の促進が求められることから、関係行政機関の取組を注視する必要がある。
- 消費者団体は、消費者の意見の表明に加え、消費者教育や消費者被害の防止及び救済のための活動を行うなど、消費者行政の推進において重要な役割を果たしていることから、その活動を支援・促進する関係行政機関の取組を注視する必要がある。

(以上)